募集要項No. 視新 0810

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

正規職員募集要項

１．募集内容

職種		職業生活支援員兼教員
募集人数		若干名
採用予定日		令和９年４月１日
応募資格	年齢	採用時の年齢が 59 歳以下の方
	資格等	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師教員資格を有する方又は、採用時までに取得見込みの方 （資格が取得できなければ採用されません。）
業務内容	視力障害者福祉センター	・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成に関する専門科目の授業及び実技指導 ・担当クラスでの相談・支援業務 ・年間行事実施に関する業務

２．勤務地

視力障害者福祉センター	住所：〒606-0805 京都市左京区下鴨森本町２１番地 TEL：075-722-8203

３．勤務条件

（１）勤務時間

日勤	月～金　　８：30　～　17：15

（２）給与

ア．　月額モデル給与（一例）

大学院卒　233,900 円

※同種職歴なし。
※基本給＋イ．諸手当（固定手当）の合計額。業務内容・実績に応じた手当を別途支給。
※基本給は、学歴及び職歴に基づき決定。（職歴に応じた加算あり。）

【参考】モデル年収（一例）（賞与 3.2 月）

・入職後１年目

月給　233,900 円　／　年収 347 万円（賞与、業務・処遇向上・基本給調整手当含む）

・入職後 10 年目（主任・課長補佐クラス）

月給　351,000 円　／　年収 521 万円（賞与、業務・処遇向上・基本給調整・役職手当含む）

イ．諸手当

【固定手当】業務手当、処遇向上手当、基本給調整手当

【その他手当】通勤手当（月額上限 60,000 円）、定着支援手当（家賃補助）、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、役職手当、管理職手当 等

ウ．賞与　年２回（令和７年度実績：3.2 月相当）

エ．昇給　年１回（4 月）

オ．退職金制度あり（独立行政法人社会福祉医療機構／京都社会福祉事業企業年金基金）

（3）休暇

ア．週休２日、国民の祝日法に基づく休日、年末年始（12/29～1/3）に相当する休暇

イ．年次休暇　年 20 日（ただし、4 月新規採用者は 15 日）

ウ．特別休暇（職員の結婚、職員及び配偶者の出産の場合、不妊治療、子の看護・参観等、父母の介護　等）

エ．育児休業（最大３歳まで）、介護休業等の制度

（4）福利厚生

ア．健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入、人間ドック受診補助

イ．その他、京都府民間社会福祉施設職員共済会（結婚・出産祝金）及び京都府社会福祉事業団職員共済会（旅行宿泊・健康診断補助事業・ｻｰｸﾙ活動補助事業、予防接種補助事業等）

４．　採用試験

受験票は送付しませんので、試験当日は必ず身分証明書（学生証、パスポート、運転免許証、その他本人を確認できるもの）を持参してください。

【 試験 】

日　　時	随時
会　　場	京都府立総合社会福祉会館
内　　容	個別面接（約 30 分）
合否通知	試験後 約２週間程度　　※面接時間、会場の詳細については別途通知。

５．応募方法

	内　　容	締切日時
1	当法人ホームページ「リクルート」からエントリーする。	随時
2	以下の提出書類等を下記メールアドレスあて送付する。 ①顔写真（履歴書用） ②あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師教員免許（写） （①は画像データにて、②はPDFにて送付）	別途お知らせします。

送付先 mail：ksj@ksj.or.jp

※提出書類は、本選考以外の目的に使用することはありません。
なお、提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

６．その他

・定年は60歳です。（満60歳に達した年度末に退職）
・採用後6ヶ月間は試用期間であり、その間良好な成績で業務を遂行した場合に正式採用となります。
・採用試験の合格者は、健康診断受診の結果、勤務に支障ないと判断され、必要書類の提出を経て採用となります。
・施設見学を希望される場合は、下記本部事務局へご連絡ください。

７．特記事項

【採用条件】

・事業団が運営する児童関係施設において、こども性暴力防止法に定める対象業務に従事する職員については、特定性犯罪事実該当者でないこと。
・採用選考時には、特定性犯罪前科の有無について、誓約書その他所定の書面により確認します。また、法令に基づき犯罪事実確認の対象となる場合には、所定の手続きにより犯罪事実確認を行います。確認の結果、該当者であることが確認された場合には、法令及び規程に基づき、採用、配置その他必要な人事上の措置を講じることがあります。
・なお、事業団では法人内の人事異動等により、採用後に児童を対象とする業務に従事する場合があります。この場合、法令に基づき必要な犯罪事実確認その他の防止措置の対象となる場合があります。

８．ハラスメントの取り組み

・当法人では、職員の採用活動におけるセクシュアルハラスメントの防止に取り組んでいます。採用試験、面接、施設見学、就職説明会、インターンシップ、実習等において当法人の職員から不適切な言動を受けた場合や、ハラスメントに関する相談・苦情がある場合は、下記の「お問い合せ先」までご相談ください。
・ご相談いただいた方のプライバシーを適切に保護するとともに、相談・申出を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことはありません。

＜採用活動におけるハラスメント相談窓口＞

社会福祉法人京都府社会福祉事業団　本部事務局　総務課

TEL：075-222-2212　　mail:ksj@ksj.or.jp

【お問合せ先】

社会福祉法人京都府社会福祉事業団　本部事務局（担当：平井）

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地

京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）6 階

TEL：075-222-2212

FAX：075-222-2236

mail:ksj@ksj.or.jp

＼ ホームページ「リクルート」／

https://ksj.or.jp/

＼ Instagram で情報発信中 ／

@KSJ_2222212